

平成26年第2回定例会会議録（第2号）

平成26年6月12日

○出席議員（25名）

1番	森	大輔	君	2番	三重	忠昭	君
3番	手束	貴裕	君	4番	野上	泰生	君
5番	森山	義治	君	6番	穴井	宏二	君
7番	加藤	信康	君	8番	荒金	卓雄	君
9番	松川	章三	君	10番	市原	隆生	君
11番	国実	久夫	君	12番	猿渡	久子	君
13番	吉富	英三郎	君	14番	黒木	愛一郎	君
15番	平野	文活	君	16番	松川	峰生	君
17番	野口	哲男	君	18番	堀本	博行	君
19番	山本	一成	君	20番	永井	正	君
21番	三ヶ尻	正友	君	22番	江藤	勝彦	君
23番	河野	数則	君	24番	泉	武弘	君
25番	首藤	正	君				

○欠席議員（なし）

○説明のための出席者

市	長	浜田	博君	副市	長	中尾	薫君								
教	育	長	寺岡悌二君	水道企業管理者	永井	正之君									
総	務	部	長	伊藤慶典君	企	画	部	長	釜堀	秀樹君					
建	設	部	長	岩田	弘君	ONSENツーリズム部	大野	光章君							
生	活	環	境	部	長	浜口善友君	福祉保健部長 兼福祉事務所長	湊	博秋君						
消	防	長	笠置高明君	教	育	次	長	豊永	健司君						
政	策	推	進	課	長	稲尾	隆君	次長兼総務課長	忼田	浩治君					
次	長	兼	課	税	課	長	三口龍義君	市	民	課	長	安部	恵喜君		
教	育	総	務	課	長	重岡	秀徳君	学	校	教	育	課	長	篠田	誠君

○議会事務局出席者

局	長	檜	垣	伸	晶	参事兼庶務係長	宮	森	久	住
次長兼議事係長		浜	崎	憲	幸	次長兼調査係長	河	野	伸	久
主	幹	吉	田	悠	子	主	査	溝	部	進
主	査	波多野		博		主	任	甲	斐	健太郎
主	事	穴	井	寛	子	速	記	者	桐	生
									正	子

○議事日程表（第2号）

平成26年6月12日（木曜日）午前10時開議

第1 上程中の全議案に対する質疑、委員会付託

○本日の会議に付した事件

日程第1（議事日程に同じ）

午前 10 時 00 分 開会

○議長（吉富英三郎君） ただいまから、継続市議会定例会を開会いたします。

本日の議事は、お手元に配付しております議事日程第 2 号により行います。

日程第 1 により、上程中の全議案に対する質疑を行います。

質疑のある方は、挙手を願います。順次発言を許可します。

○ 19 番（山本一成君） 自民党議員団を代表いたしまして、議案質疑をさせていただきます。

議案質疑というのは、言うまでもなくこの議会に提出をされた議案がどのような内容なのか、そして、その議案がこれから市政にどう生かされていくのか、特に市民生活にどのような影響があるのかを聞く機会だというふうに思っております。したがって、我々もそうですが、答弁する人は、我々議員に答弁すると同時に、市民の皆さん方にわかりやすい答弁をしていただきたい。極力行政用語は避けて、わかりやすい説明をよろしく願います。

それでは、まず最初に東山小中学校屋内運動場改修補強工事が出ておりますが、この内容を説明してください。

○教育総務課長（重岡秀徳君） お答えします。

これは、2 月の大雪によりまして東山小中学校の屋内運動場屋根のはりの部分に亀裂が入ったため、屋根を全て解体撤去し、新たに鉄骨の屋根に改修するものでございます。

○ 19 番（山本一成君） 屋内競技場、平口には体育館ですね、体育館でいきましょう。雪の重みで屋根が壊れた、そういうことですね。我々、普通の考えでいくと、温床というか何と言うか、ビニールハウスか。ビニールハウスとかが雪で壊れたというのは実感的にわかるのです。ただ、木造で強固につくった体育館が雪で潰れたというのは、どうもびんとこないのですが、築後 15 年ですね。構造上、設計上に問題がなかったのか、単に本当に雪の重みだけでなったのか。その辺は検証しましたか。

○教育総務課長（重岡秀徳君） お答えします。

ただいま議員さんの御指摘がありましたように、築後 15 年ということですが、この体育館は、規定では東山地区の雪の積雪量はおおむね 31 センチ程度と計算されております。当初のこの体育館の設計は、許容積雪量は 45 センチというふうにされており、規定の約 1.5 倍の強度を確保しております。ただ、この雪の状況でございますが、2 月 4 日から少しずつ雪が降り始めまして、亀裂が発見された 21 日まで断続的に降り続けております。6 日から 13 日までは学校の登下校の時間を変更したり、14 日から 19 日までは臨時休校したり、あるいはロープウェイや堀田交差点までしか行けない日などもあって、災害当時の積雪量は 60 センチと推計しているところでございますが、ただいま御指摘いただきましたように、設計上の問題はなかったものと、このように捉えております。

○ 19 番（山本一成君） 想定外であった、設計上の問題はなかった、こういうことであります。

今度、改修するとありますが、その辺の強度を踏まえてどのような改修をするのか教えてください。

○教育総務課長（重岡秀徳君） お答えします。

今回の復旧工事に当たりましては、関係課や専門業者と十分に協議・検討してまいりました。この体育館のはりの部分の亀裂の補修による復旧が可能なのか検討しましたが、亀裂部分だけでなく、はり全体に変異があるとの報告はいただきました。そこで、体育館そのものを建てかえるのか、あるいは外壁と屋根の改修工事を行うのか、あるいは屋根のみの改修を行うのか、この 3 点についても協議をしたところでございます。屋根の強度も確保した上で最良の方法について詳細に調査を実施し、専門業者より屋根のみの改修で復旧が可能との報告を受けましたので、復旧方法を屋根全体の改修というふうにしたところでございます。

○ 19 番（山本一成君） 今回ののは屋根のみということですね。屋根のみで、従来のとおりに、従来のやり方で補強を強めるのか、それとも新しい工法でやるのか、説明してください。

○教育総務課長（重岡秀徳君） お答えします。

当初は、これまでどおり木造による屋根の復旧も検討いたしましたが、設計士により屋根材の組みかえだけでは、さらなる積雪への対応が難しいということで報告されましたので、そのことによりまして、木造ではなく鉄骨による屋根復旧を判断したところでございます。

○ 19 番（山本一成君） では、今までは木造だったが、今回は鉄骨ということですね。15 年前、我々も見に行ったのだけれども、あれを建てるときに基本方針として地域の環境、それから緑の中に建てる環境として、それから子どもの教育のために木のぬくもりを感じるような木造にするという基本方針があったのです。しかも県産材を使おうという方針があったはずです。それは、もう全てなくして鉄骨でいくということですか。

○教育総務課長（重岡秀徳君） ただいま御意見をいただきましたように、開校当初は基本方針を踏まえて、また地域の関係の皆様方からの御意見も、木造で建設してほしいという御意見もありましたので、その辺の思いは大切にしたいということで考えております。ただ、先ほど申し上げましたように、木造による復旧となると、現状の体育館の屋根を木造でしますと、その辺の重量だとか今後の積雪に対する強度などが確保できないというふうな専門家の意見をいただきましたので、最終的に大変残念でございますが、鉄骨による復旧というふうに判断をしたところでございます。

○ 19 番（山本一成君） 専門家がそう言うのであれば、やっぱり教育委員会としてはそれに従わざるを得ないのかなと思いますが、その中でも極力やっぱり木造に近い工夫をすればいろいろな方法があると思うのです。外観はどうなのですか。外観からみんな変えるわけですか。

○教育総務課長（重岡秀徳君） 体育館そのもののいわゆる外壁と申しますか、その部分は現状のままを活用します。屋根の部分だけを全て取りかえますが、屋根の外観も、あそこは国立公園内にありますので、形式が今の状況でなければ認められない、普通市内にございます丸いドームの形の体育館もございますが、ああいう形は認めていただけませんので、外観、外から見た形は現在と遜色ないような形になるというふうに思います。

○ 19 番（山本一成君） わかりました。では、外観は今のままで、中身、天井部分に鉄骨ということですね。それも、このきれいな木が見えます。これが要するに鉄骨になるという感じがでしょう。ちょっと考えて、木のぬくもりがあって非常にいいですね。これが鉄骨になると、非常に何か冷たい気がするのですが、その辺に対する工夫は何かされるのですか。

○教育総務課長（重岡秀徳君） 今の時点としては、体育館の内側から見ると、今御指摘いただきましたように鉄骨という形で、なかなかその辺の配慮は難しいところがございます。ただ、事前には子どもたちはもちろん地域の皆様にも、こういう状況になるということをまた御説明する中で御理解をいただきたいなというふうに考えております。

○ 19 番（山本一成君） いや、そうではないのです。それは鉄骨ありきだろう。だから鉄骨は強度上やむを得ぬとしても、鉄骨を隠す工夫とか、鉄骨がむき出しにならない工夫とかいうのが、今の技術だったらできると思うのです。その分当然費用も上がると思いますが、その辺の工夫はされたらどうかなと思うのですが、検討の余地はありませんか。

○教育総務課長（重岡秀徳君） ただいま御指摘いただきましたことにつきましては、市長部局もしくは専門家とまた検討していきたいというふうに考えております。

○ 19 番（山本一成君） では、お願いします。

これは聞く話によると補助金がついたという話ですが、これ、予算内容の内訳を教えて

ください。

○教育総務課長（重岡秀徳君） お答えします。

今回の工事費は 9,797 万 3,280 円でございますが、そのうち財源は、がんばる地域交付金が 9,700 万円というふうになっております。

○19 番（山本一成君） ということは、ほとんどが補助金ということです。これは返す必要のない補助金、そう理解していいのですか。

○教育総務課長（重岡秀徳君） はい、そのとおりでございます。

○19 番（山本一成君） わかりました。今のこの補助金もほかに使おうと思えば使えた補助金だというふうに一部で言っていますけれども、これも有効活用していただきたいと思います。

そこで、もう 1 つ聞きたいのが、当時 15 年前の生徒数と、今の生徒数が減っていますね。今、体育館の活用方法はどのように変更しているのか。例えば今回新しくつくったわ、活用は減ったわというようなことでは、新しくお金をかけてする必要もないのかなと思うのですが、その辺はどういうふうに考えていますか。

○教育次長（豊永健司君） お答えいたします。

まず生徒数でございますけれども、東山小中学校につきましては、平成 10 年 4 月から開校いたしました。そのとき小学校が 21 名、そして中学校が 24 名の 45 名で開校いたしました。現在は小学生 20 名そして中学生が 12 名の、32 名というふうな状況になっております。

また活用方法でございますが、この体育館につきましては、当然その学校の授業あるいは入学式、卒業式などの学校行事のみならず、地域の避難場所あるいは P T A 活動、社会体育、地域の農産品品評会、地元の総会等、学校のみならず地域の方々が中心に多くの活用がされておりますので、教育委員会といたしましても、必要な施設といった形で判断しております。

○19 番（山本一成君） はい、わかりました。では、いいです。

最後に今後のスケジュール、それを教えてください。

○教育総務課長（重岡秀徳君） お答えします。

今回議決をいただきましたら、直ちに発注しまして、夏休みに着工し、年内の完成を目指したいと考えております。卒業式には間に合わせたいというふうに考えているところでございます。

○19 番（山本一成君） はい、わかりました。地域の皆さん、生徒に喜ばれるようないい施設をつくっていただきたいというように思います。

次の質問に行きます。

次は、社会保障・税番号制度導入に要する経費が市民課から出ていますが、この予算の説明をお願いします。

○市民課長（安部恵喜君） お答えをいたします。

今回、住民基本台帳システム改修委託料 1,306 万 8,000 円を計上させていただいております。これは社会保障・税番号制度、いわゆるマイナンバー制度に伴う、導入に向けたシステムの改修費ということであります。

○19 番（山本一成君） マイナンバー制ですか、マイナンバー制のシステム改修の費用と。済みません、私の勉強不足ですが、もう一度このマイナンバー制そのものをわかりやすく説明してくれませんか。

○市民課長（安部恵喜君） お答えをいたします。

マイナンバー制度ということであります。これは昨年、平成 25 年 5 月に関連 4 法案が可決成立しております。国民一人一人の年金などの社会保障給付や納税などを 1 つの個人

番号でひもづけ連携するというものであります。いろんな複数の機関に存在する情報を1つに集めていく、国民の利便性の高い社会を実現しようというインフラということであり
ます。

- 19番(山本一成君) 早く言えば、国民一人一人に要するに背番号をつけるということ
いいのですかね。何かよく言えば国民を守るため、悪く言えば国民を監視するためですね。
今あなたたちが考えているこの制度導入のメリット・デメリットは、どのようなものが考
えられますか。

- 市民課長(安部恵喜君) お答えをいたします。

現在言われておるそのメリットとしては、住民と行政の両者にとって過重な負担がなく
なるということであります。行政同士の持っている情報が同一人であるということの確
認を行うことが可能になる。現在さまざまなケースで言われております所得証明とか添付
書類が不要になるというような住民にとっては利便性のあることがメリットと言われてお
ります。

- 19番(山本一成君) 要するに、住民が各種の証明をもらうのに便利になるということ
です。デメリットはないですか。

- 市民課長(安部恵喜君) お答えいたします。

まず、デメリットというか懸念として言われておることが、個人番号のついた個人情報
の追跡、突合が行われまして、個人情報が外部に漏れいするのではないかとということがま
ず1点。それから個人番号の不正利用、いわゆる他人が個人番号を用いたなりすまし、そ
れから国家によります個人のさまざまな個人情報が名寄せして突合されて一元管理される
のではないかとというようなことが懸念材料であります。

- 19番(山本一成君) 先ほど言ったように、デメリットとして、要するに国家による監視
体制が強化されるというふうなとり方もできるわけです。逆に言えば全ての国民の動向も
わかって、いい面、悪い面半々かなというような気がいたしますが、これが今、着々と準
備段階だと思いますが、今後のスケジュールはどのようになっていますか。

- 市民課長(安部恵喜君) お答えをいたします。

今後のスケジュールということでございます。まず、来年平成27年10月に個人番号の
付番、それから番号通知を開始いたします。それから、平成28年1月に個人番号カード
の交付を開始、あわせて順次個人番号の利用開始ということであります。それから、平成
29年1月に国の機関の連携が開始されます。7月をめどに地方公共団体との連携につい
て開始されるということになっております。

別府市におきまして、今国から示されておるスケジュールに沿ってやっていく、進め
ていくということであります。

- 19番(山本一成君) これから2年、おおむね2年かけてやるということです。これはやっ
ぱり市民に一番密着した、市民に一番影響がある番号制です。ということは、あなたたち
がどれだけ市民の方々に理解をしてもらうか。それこそ本当に小さなことまで、要するに
根気よく丁寧に市民の人に理解をさせていかぬと、今聞いても我々、私は特に本当に、便
利になる反面ちょっと怖いなという気もするのです。だから、そういったことも行政でよ
く話し合って、市民の皆さん方にどうやって説明するのか、どうやって理解を得るのか、
どうやって協力してもらうのかということを、やっぱり行政でよく検討して対応してい
ただきたい、このようにお願いしておきます。

- 8番(荒金卓雄君) 公明党議員団を代表しまして、何点か質問をさせていただきます。

最初の、予定しておりました市民課のマイナンバー制、これも今、山本議員から詳しく
質問がありましたので、重複する部分は割愛をいたします。

1つ、先ほどいろいろ、この制度が導入される中で事務的な煩雑さ、またそういう非効

率性が解除されるという行政側のメリットが言われておりましたけれども、課長に少しお伺いする中で、この制度によって、これはいわゆる行政機関から国民一人一人にプッシュ型の行政サービスを行うことができるということを1つ伺いました。このプッシュ型行政サービス、これをひとつ説明をお願いします。

○市民課長（安部恵喜君） お答えをいたします。

プッシュ型と申しますのは、市民が自宅のパソコンや行政機関に設置されたパソコンから、行政からの各種のお知らせ等を入手できるものであります。これにつきましては、平成29年7月をめどに運用が予定されておるところであります。

○8番（荒金卓雄君） もうちょっと具体的に言いますけれども、パソコンを通じて自分のいわゆる所得の状況、また年金等の保険料の納付状態ですとか、受給している状態、こういうのを家におりながら、またパソコンがなければ行政側にパソコンが準備されるのでしようけれども、そういうインターネットを通じて本人が知りたい情報も提供を受けられる、そういうことでよろしいのですか。

○市民課長（安部恵喜君） お答えいたします。

議員のおっしゃるとおりであります。

○8番（荒金卓雄君） ありがとうございます。

では結びに、先ほど山本議員もおっしゃっていましたが、いろんなデメリットが心配をされます。特に導入時はまだ行政関係のみのこの個人番号の利用ということで、まだ民間の利用は基本的には禁止ということですが、報道されているところによりますと、施行3年ぐらいになりますと、民間にも使用が許されてくるのではないかと。そうなりますと、特に金融機関を初めそういう情報の広がり莫大な範囲になろうかと思えます。そのときに情報流用また不正利用のリスクを最小限にする。これはもちろん国等がシステムのしっかりかけるわけですが、やはりお一人お一人の個人番号を、いわゆる市役所の職員の方は目にするようになるわけですから、そういうリスク管理をしっかり職員のほうにもしていく必要がある、そういうことを申し上げて、この項は終了いたします。

では続きまして、東山小学校の屋内運動場の改修補強工事費、この件も今、山本議員の詳しい質問がありましたので、私のほうからは、今回、がんばる地方交付金ということを利用して9,700万円、1億円に近い予算計上をしておりますが、この体育館の事故が……、事故といいますか、破損があった2月からもう早4カ月経過しております。その間、例えば市長専決で早期の改修工事を行うというような判断も可能だったのではないかなというふうに思うのですが、その点いかがですか。

○教育総務課長（重岡秀徳君） お答えします。

2月21日に、学校からの災害の報告を受けました。同日、現地の確認を行った後、関係課と今後の対応について協議するとともに、専門家による目視による簡易検査を依頼しました。そこで3月に入りまして、専門家より、最悪の場合屋根が崩落する危険性があるという報告がありましたので、屋根を支えるための仮補強工事を行うことを決定し、3月28日までにその工事を終えました。また、その報告の中で、復旧に当たりましては、詳細な設計により安全を確認するよう示されておりましたので、改めて関係課と協議を行い、詳細な調査と実施設計を行うこととし、4月上旬に委託業務を発注し、今回6月補正に計上したというところでございます。

○8番（荒金卓雄君） いろいろそういう診断、また設計に時間がかかるということは専門的な部分ですから、やむを得ない部分があるかと思いますが、ちょっと2月に発見されてこの6月議会に提案というのは、少し間があき過ぎたのではないかなということだけ、ちょっと指摘しておきます。

今後、今も体育館使用禁止の状態だと思います。2月から6月にかけて卒業式また入学

式、さらには地域の皆さんのバレーボールとかバトミントンとか、地域の施設として利用してきていた施設だと思いますけれども、それが使えない状況の中、どのような対処をしてきたのか。また今後、工事は7月から来年の1月まで、さらに延べで1年間ぐらい使えない状態が続きますけれども、その間の学校行事また今申し上げた地域の皆さんの利用、この辺に対する対処はどういうふうになっていますか。

○教育総務課長（重岡秀徳君） お答えします。

これまでの卒業式、入学式につきましては、学校内にあります多目的ホールで行いました。体育館に比べてかなり狭いですが、学校で工夫しながら実施していただいたと聞いております。学校行事や地域の活動等につきましては、大変御不便をおかけするところでございますが、可能なものはこの多目的ホールを御活用いただくようお願いしております。またPTAや社会体育団体のスポーツ活動等につきましては、少年自然の家おじかを御活用いただくようにしているところでございます。

○8番（荒金卓雄君） 了解です。

最後に、この後、工事期間中も含めて体育館立入禁止、また生徒児童への安全対策をしつかりやって、もちろん工事関係も無事故で、また児童生徒にも万が一の危険がないように、これをお願いしまして、この項を終了いたします。

では、次にコミュニティ・スクールの推進に関する経費ということで、補正予算書17ページ、103万5,000円の予算が計上されております。コミュニティ・スクール、平成25年度からスタートしておりますけれども、今回補正予算ということで、国の特定財源を利用しての上乗せ事業になっていきますけれども、まず平成25年度、平成26年度の教育委員会としてのコミュニティ・スクールに関する取り組み、これを説明してください。

○学校教育課長（篠田 誠君） お答えいたします。

平成25年度に小学校4校、中学校3校、計7校が、コミュニティ・スクールの導入に向けて調査研究を開始いたしました。その7校においては、推進委員会を設置するとともに先進校視察を実施しております。また、推進委員会において地域の子どもの実態を把握し、目指す子ども像を明確にしております。

平成26年度は、残りの学校においても、導入についての調査研究を初め市内全小中学校に推進委員会が設置されました。本年度2年目を迎えた7校においては、推進委員会で協議し具体的な実践、例えば学校、家庭、地域で行う挨拶運動等に取り組み始めております。平成28年度には市内全小中学校をコミュニティ・スクールとして指定する予定であります。

○8番（荒金卓雄君） この2年間で、当初は7校、今年度で市内全小中学校にコミュニティ・スクールの推進委員会を設置して調査中ということですが、その上でさらに今回補正予算で新しいコミュニティ・スクール推進のための事業というのを、「上乗せ」と言うところちょっと語弊があるかもしれませんが、重ねて行うということですが、今回の補正予算の事業の内容、これを御説明ください。

○学校教育課長（篠田 誠君） お答えいたします。

文部科学省の委託事業を受け全市的に質の高い学校づくりを目指すために、教職員やコミュニティ・スクール推進委員等の資質向上のための研修プログラムの作成について調査研究を行うモデル事業であります。

○8番（荒金卓雄君） 学校、家庭、地域が一体となつての質の高い教育実現のためのコミュニティ・スクールということで、今推進委員会があるわけですが、さらにそれに研修プログラムを作成していくということ。もう少し立ち入った、具体的な説明をしてもらえますか。

○学校教育課長（篠田 誠君） お答えいたします。

まず、本事業を効果的に実施するために、別府市に「協育推進協力者会議」を設置します。

ここで使っております「協育」とは、学校、家庭、地域が協力して教育を行うという意味から、「協力」の「協」と「教育」の「育」を組み合わせた言葉であります。推進協力者会議は、学識経験者、PTA関係者、NPO法人及び学校関係者などで構成いたします。

次に、研修プログラムの作成を行う検討委員会を設置いたします。委員は、協力者会議とほぼ同様ですが、事務担当者で組織したいと考えております。年4回の研修を実施しながら検証し、研修プログラムを作成いたします。

- 8番（荒金卓雄君） コミュニティ・スクール推進委員会の、さらに別におっしゃった「協育推進協力者会議」ですとか、研修プログラムの検討委員会、こういうものをまた新たにつくっていく。非常に複雑なというか、重なり過ぎるのではないかと思いますので、ずばり、そういう中で学校の先生方にさらに新たな負担。ただでさえ多忙化で生徒児童へ向き合う時間が確保されているのかという心配がされているわけですが、今回その新しい事業が加わる中で教職員がさらに多忙化するのではないかと懸念に対して、どうですか。

- 学校教育課長（篠田 誠君） お答えいたします。

新しくコミュニティ・スクールを学校に導入することで多少の負担感を感じていることもあるかもしれません。しかし、本事業での研修を積み、コミュニティ・スクールの運営について理解を深めていくことで先の見えない不安感は少なくなり、質の高い学校づくりを創造していけると考えております。将来的には教職員が子どもと向き合う時間の確保につながるよう学校と家庭、地域が連携・協力して学校づくりを推進したいと考えております。

- 8番（荒金卓雄君） そこが一番、最終的な着地点になればいいと思うのです。コミュニティ・スクールを導入したからこそ、また先生方が子どもたちと向き合う時間がふえた、それが地域の方の力を借りて、また家庭の皆さんとの一体の取り組みの中でそうなったというふうに言えるように、これは全国的にも進めております。また先進自治体もいろいろあるというふうに伺っておりますので、しっかり取り組んでいただきたいと申し上げて、この項を終了いたします。

では最後に、同じく補正予算書17ページの総合教育センターに要する費用、家庭教育支援における訪問型アウトリーチ支援事業152万円が計上されております。少し課長からお話を伺う中で、いわゆる不登校児童生徒を学校に復帰させる、あるいは教育支援室のふれあいルームに通えるようにということを目的とした今回の家庭教育支援プログラムということで聞いておりますが、まず、今別府市内で、平成25年度で結構です、小学校、中学校の不登校児童生徒、何名ぐらいおりますか。

- 学校教育課長（篠田 誠君） お答えいたします。

暫定値ではありますが、平成25年度中に不登校を理由として30日以上欠席した児童生徒数は、小学校24名、中学校103名であります。

- 8番（荒金卓雄君） いわゆる不登校児童生徒の基準というのが、年間30日以上休んだということよろしいですか。

- 学校教育課長（篠田 誠君） お答えいたします。

欠席の理由には、病気、経済的理由、不登校、その他と、学校基本調査ではその4つに分かれておりますけれども、そのうち不登校を理由として30日以上欠席した児童生徒を不登校児童生徒数として数えております。

- 8番（荒金卓雄君） 今、課長がおっしゃった小学校で24名。今市内の小学校全部で15校ありますから、単純に1校あたりの平均を出しますと1.6名、中学校のほうは今103名というお答えですが、市内で8校の中学校がありますので、1校当たり12.8名。いわゆる思春期、中学校の生徒のほうの不登校状態が非常に増加している。さらに、私はいわゆ

る潜在的な不登校児童生徒もいるのではないかなというふうに思います。自分たちのやっぱり小学校時代、中学校時代。私なんか高校時代に不登校というか、仮病を使って学校を欠席した心を痛めたようなこともあります。しかし、それが年間30日ということで、本人ももちろん一番苦しい思いをしている、家庭も一番苦しい思いをしている。そういう児童生徒への支援の新しいことということですね。

もう1つ。先ほど申しましたそういう不登校児童の居場所づくり、これを行っているということですが、この説明をお願いいたします。

○学校教育課長（篠田 誠君） お答えいたします。

不登校児童生徒の居場所を保障し、集団への適応、情緒の安定、基礎学力の補充、基本的生活習慣の改善などのために相談、指導、支援を野口ふれあい交流センター、旧野口小学校であります。そこにあります教育支援室ふれあいルームで行っております。毎週月・火・木・金の週4回、おおむね午前9時から午後3時まで、一人一人の実態に応じて個別学習、菜園、調理活動等の共同活動、スポーツ活動等を行っております。

○8番（荒金卓雄君） そういう子どもたちの居場所、家庭に閉じこもるのではなくて、学校にすぐには復帰できないけれども、そういうふれあいルームにまず通級ですか、通ってこれるよというための今回の新しい訪問型アウトリーチ支援事業ということですが、「アウトリーチ」という言葉が少なれないのです。私のほうが少し調べましたら、いわゆる行政側からの出張サービス、相手が来てくださいますと言っているわけではないけれども、支援をする必要があるというような場合に行政側、公的機関側から積極的にかかわっていくという事業のように受けとめていますが、まずこの事業の内容と目的、それをお答えください。

○学校教育課長（篠田 誠君） お答えいたします。

文部科学省の委託事業を受け、保護者の養育能力が不十分であり、不規則な生活等が主な原因で不登校になっている児童生徒を抱える家庭に対して支援チームを編成し、日常的、直接的に適切な家庭教育支援を行うことにより、不登校児童生徒の学校復帰や、先ほど述べました教育支援室ふれあいルームへの通級につなげる調査研究を行うモデル事業であります。

○8番（荒金卓雄君） こういう児童生徒の、ただでさえなかなか心を開かせるのは難しい。担任の先生もそうでしょうし、ましてや保護者でさえなかなかそういう状態に陥っている子どもの心を解きほぐす、変えていくというのは、非常に容易なことではありません。しかし、今回の事業の、今御説明を聞きますと、そういう不登校の児童の原因が、1つは家庭の養育能力が不十分というようなこと、またそれによって起こってくる不規則な生活習慣といいますか、そういうものが原因で確かに学校に行くのが億劫になり、それが1日、2日、10日と重なっていく中でこういう状況に陥っている部分だと思うのですけれども、そういう家庭に、またそういう生徒のところを訪問して、こんこんと訪ねて行くわけですが、私は相当な能力というか、内容を持った方がチームを組んでいかないととても太刀打ちできないのではないかと思いますのですが、どういう方がその支援チームの編成メンバーになるのですか。

○学校教育課長（篠田 誠君） お答えいたします。

支援チームのメンバーは、ケースによって異なりますが、基本的にはチームリーダーとして家庭教育支援員を配置し、学生ボランティア、青少年健全育成関係者、コミュニティ・スクール推進委員会の関係者、NPO法人、心理の専門家等から成る支援チームを編成する予定であります。

○8番（荒金卓雄君） では、そういう方が組んだ支援チームが、具体的にその御家庭を訪ねて、子どもさんを訪ねてどういった支援のアクションというか行動になるのか、そ

こはどうでしょうか。

○学校教育課長（篠田 誠君） お答えいたします。

支援チームの委員が家庭を訪問し、子どもと話をしたり、一緒に遊んだり、勉強したりするなどして子どもとの信頼関係をつくるとともに、保護者以外の大人と触れ合うことにより社会とのつながりを感じさせたいと考えております。また、支援チームの編成等、本事業について協議するとともに、事業全体について総合的な調整、計画、評価、検証を行う別府市の協議会を設置し、それらの支援がより適切なものであるよう協議していきたいと考えております。

○8番（荒金卓雄君） やはり子どもとの信頼関係を粘り強くつくっていく、また保護者へも同じことだと思います。ですから、ちょっと私、そういう訪問ということで、やはり身だしなみというところとちょっと大げさですけども、服装、また挨拶、言葉遣い、もちろん公務員として、またこういう仕事に携わる上での守秘義務、そういうようなことをしっかり持ってもらった上で、1人でも2人でも触れ合いの教室に、また学校に復帰していただけるという尊い事業ですので、ぜひ頑張っていたきたいということを申し上げまして、質問を終了します。

○7番（加藤信康君） 議案質疑ということで3人目になりますと、ほぼありません。ということで、もうやめますというわけにいきませんので、まず通告どおり順番に社会保障・税番号制導入に要する費用について。

大体お聞きしてわかりました。ひとつ、ちょっと聞き足りないところをお聞きしたいと思えますけれども、過去、国のこの方針で住民基本台帳、住基ネットというのができました。この間、国のIT施策というのはなかなか成功していない。この住基ネットも結局これでなくなるのかなというような気もしていますが、そのインフラを利用しながら新しいマイナンバー制をつくっていくのかなというふうに思っています。

それで、これまで住基ネットがありました。そして、今回個人番号というのをつくって、これと住基ネットとのかかわりというのか、関係は何かあるのですか。どうなっているのか、お聞きします。

○市民課長（安部恵喜君） お答えをいたします。

住基ネットは、住民の方々の利便性の向上と国及び地方公共団体の行政の合理化のために住民基本台帳をネットワーク化したものでありまして、本人確認ができるシステムとして構築したものでありまして、住基ネット情報は、氏名、生年月日、それから性別、住所にとどまったわけでありまして。

一方マイナンバーは、国民一人一人に固有の番号を割り当てる、そしてまた希望者にはIC化カードを配布するというようなことになります。社会保険に関する情報照会、それから確定申告など、さまざまなそういったものにインターネットサービスを通じてできるようになる、これが今見込みであります。

それから、税の分野や社会保障、災害対策といった多岐にわたる情報をひもづけて連携されるということでありまして、そういったことから住基ネットと今度のマイナンバー個人番号制とは異なったものというふうに考えております。

○7番（加藤信康君） そのICカードが、また希望者に配布されるということですが、では、これまでの住基カードと言われるのは、今後どうなるのですか。

○市民課長（安部恵喜君） お答えいたします。

これまでの住基カードにつきましては、平成28年1月まではこれまでと同様に使用することができます。それ以降、住基カードの発行はなくなりまして、個人番号カードの発行というようになるかと思っております。利用につきましては、その取得から10年間有効ということですので、平成28年1月以降も利用自体は可能であります。ただし、

個人番号と重複して所持はできないということでもありますので、個人番号を取得した時点から廃止ということになります。

- 7番（加藤信康君） 住基カードも、結果的にはほぼ大半の住民が取得しなかった。そして、今回のＩＣカードも希望者のみということで、ただ個々人には行政の内部でそういう番号がつけられる。先ほどの議論の中で、将来マイポータル制度というのですか、自分がインターネットを通じて自分のそういう税情報等を見ることができるということで、いずれ徐々に普及していくのかなというふうに思っています。

そういう中で、済みません、今回市民課ということでこの議案質疑が出ました。先々考えてみると、このマイナンバー制度を進めるに当たって、今から税担当課そして国保担当課、場合によっては災害関係ですから自治振興課とか、そういうところがこの制度を利用していくというふうに変わっていくだろうと思います。そういう意味では、今から各予算がつくときに議会に小出しにされるような僕は気がするのです。今回、だから実質やっぱりそれを全体的にこのスケジュール等を取りまとめる部署が必要だというふうに思っています。そういう意味では私は、それは政策推進課がやるべきだと思っているのですけれども、そういうことでよろしいですか、政策推進課長。いいですか。ちょっと。要は政策推進課が全体のやっぱりスケジュールをまとめるべきではないか。市民課は、今度予算をつけましたけれども、カードをつくる、配るまでです。その裏の作業は、実際に情報推進課がやっている。今から利用するのは税担当課が利用し、国保担当課が利用しというふうに。将来的に国も民間利用というのですか、銀行情報だとかいろんなのを扱うような、それは各自治体が決めてくださいみたいな言い方ですけれども、とりあえずまず基本たる制度を入れなければいけないのですが、その基本になる土台ができるまでの取りまとめは、やはり政策推進課がやるべきだと思いますけれども、課長、どう思いますか。

- 政策推進課長（稲尾 隆君） お答えいたします。

先ほど市民課長が答弁したとおり、平成28年1月から個人番号カードの交付と利用が始まります。したがって、平成27年10月にはその通知カードを全市民に送付しなければなりませんので、この一連の作業は市民課が行うことになります。したがって、今回住民基本台帳システムの改修費を補正予算に計上したところであります。

ただ、実質的にもうあと1年半ぐらしかありません。その間に確かに今御指摘があったとおり、税務それから福祉システムの改修、それから統合宛名システム、また国やほかの自治体と結ぶ中間サーバーの整備等、そういったことをやっていかなければなりません。また個人情報の保護に関しましても、条例の改正等が出てまいります。非常にスケジュール的には厳しいというふうに受けとめております。

今回、マイナンバーは行政事務全般にかかわり大変ですので、大変大きな問題だというふうに思っていますが、現在、我々のほうでは番号法で定める必須事務、それから今後想定される市独自の利用事務について、今全庁的な調査を行っております。これが出てからということになるのですけれども、今時点で国からまだ主務省令も出ておりません。国・県からの情報も大変不足している状況ですけれども、庁内の推進体制につきましては、調査結果を踏まえた上でその利用範囲等方針を決めて検討することになっておりますので、当面は政策推進課のほう窓口となって調整・総括を行っていきたいというふうに思います。

ただ、実際に番号制度をどのように運用していくかということについては、やはり各部各課が所掌事務に係る市民サービスの向上と個人情報の保護、それから事務事業の効率化について責任を持って対応しなければなりませんので、関係課の調整も当事者間で行う必要がありますので、各課には係長級の話し合い等を通じて、受け身ではなくて主体的に情報収集と課題の把握をお願いしているところであります。

○7番（加藤信康君） ありがとうございます。やっぱりどこかがまとめていかないと、予算的にも本当に小出しに多分出てくるでしょうし、人件費だけで済むのでしたら予算にも上がってこない。しかし、実際にこのナンバー制度が徐々につくり上げられていく。先ほど先輩議員からもありました。個人の情報に1つ番号という新しい情報が追加をされるわけです。その意味では地方自治体の場で、国のどういう思いがあったとしてもある程度制限をかけたり、場合によってはこれまで以上に利用していく施策をつくっていかねばならないと思いますので、やっぱりまとめていただきたい。というのは、こういう議案質疑ですので、なかなか全体を議論する場がないと思います。そういう意味ではやっぱり一般質問にしたほうがいいのかないかなという思いがありますので、深くは聞きません。

ただ、住基ネットのときにかなり全国的にも批判がありました。先ほど住基ネットも行政事務の合理化ができるというふうにありましたけれども、自治体によっては大したメリットはないという判断で入れなかったところもある。つながなかったところもあります。そういう意味では、それと同時にまた個人情報のほうには問題があるということでやっぱり反対論があった。結果的に、住基ネットで大きな不正事件とか事故というのは聞いていません。そういう意味では名前と性別とか年齢とか住所とかだけというのは、なかなか悪いことをする人にとってはそれほど大した情報ではなかったのかなという気がしますけれども、ただ、これにマイナンバーという数字がつきますと、この数字を、最近よくかたがありますよね、行政かたりといいますか、市役所をかたって詐欺を働こうとする人。あなたの番号はこれですねということを、もしその番号を取得することができれば、詐欺に利用される可能性もある。そういう意味では情報がふえる分そのリスクが高くなっていく。

ただ、今回のこのシステム、僕はかなりシステム的にはしっかり考えられているな、すんなり個人情報が出ていくシステムではないというふうに思っています。しかし、アメリカの国防省にもハッカーが入るような時代ですから、取ろうと思えばひょっとしたら取られるかもしれない。そういう点をやっぱり人の力で制限をかけていく、システム的にも機械的にも制限をかけていくということが必要ではないかなというふうに思います。

それで、ちょっと個人情報の関係だけちょっと聞かせてください、関連ということで。個人情報番号制を導入することによってそういう個人情報保護に関してやっぱり不安が生じるということで、これから個人情報保護条例だとか、この番号制を導入するに当たっての条例整備が必要だというふうに思うのですけれども、その担当は総務課だと思うのですけれども、総務課のお考えをちょっと聞かせてください。

○次長兼総務課長（忒田浩治君） お答えをさせていただきます。

番号制度を導入するに当たっての条例整備をどうしていくかということでございます。特定個人情報、個人番号を含む個人情報のファイルのことを特定個人情報というわけでございますけれども、これの利用につきましては、番号法、正式には「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」と申します。この番号法の中に定めがあるもの、これにつきましては、この法律の中に定められておる関係で、特に特定個人情報の利用に当たっての市の条例の整備というものは必要ございません。ただし、この番号法に載っていない部分につきましては、法に基づき社会保障、それから税、災害分野の事務であれば、市の条例を定めることによって個人番号の利用が可能であるというふうに定められているところでございます。

個人情報の保護という部分でいったときの個人情報保護条例等の見直しは怎么样了いかということでございます。この個人情報保護条例の改正、もしくは関係する条例等の改正につきましては、現在のところは、先ほど政策推進課長のほうからも答弁がありましたように、庁内でまだ練っているような状況で、今のところまだはっきりした見直しと

いう段階までには来ておりません。しかし、現在市の中で進められている事業の特定等が固まってくるに従って、恐らく来年度にはなりますけれども、個人情報保護条例等の必要な改正等を行っていきたいというふうに思っております。

それと、それ以外の方法、個人情報保護の対策の方法としまして、これも番号法の中に定められている部分でございますけれども、地方公共団体の長には特定個人情報保護評価というものが義務づけられております。この個人情報保護評価制度というものにつきましては、個人のプライバシー等の権利、それから利益の侵害を未然に防止すること、これが目的でございます。この特定個人情報の漏えい、その他の事態を発生させるリスク、これを分析してこのようなリスクを軽減するための適切な措置を講じること、それを確認した上で特定個人情報保護評価書というものを作成するようになっております。これを国の特定個人情報保護委員会のほうに提出するとともに、住民のほうに公表というふうな形で対応するようなことが義務づけられております。

- 7番（加藤信康君） ありがとうございます。なかなか時間的な差がある中で1つのシステムをつくり上げようということではいろんな課にまたがり、そしてまた個人情報にかかわる部分ということで、要は市民サイドの目もしっかり入るような監視、逆に言えば運用を監視するそういう仕組みもやはりこの際しっかりとつくり上げる必要があるだろうと思います。今、個人情報保護評価書をつくるということもありましたけれども、個人情報保護条例、同時に保護審議会というのもあります。この保護評価書を誰がつくり、事務方がつくるのですけれども、それをやっぱりしっかり市民なりの目を入れて、そして報告をするという、そういう仕組みをしっかりとつくっていただきたいというふうに思います。

以上で、それではマイナンバー制については終わりたいというふうに思います。

あと、障害福祉課と農林水産課は、お話する中でわかりましたので、これはもう割愛させていただきます。

コミュニティ・スクールに関する経費についてですけれども、先ほどの荒金議員の質問ではば質問は終わりました、わかりました。それで、その中で1つだけ。

この予算概要では教職員及びコミュニティ・スクール推進委員会委員のための研修テキストの研究及び作成という部分があります。この研修についてどういう、テキストをつくるだけなのですか。研修についてちょっと教えていただきたいのですけれども。

- 学校教育課長（篠田 誠君） お答えいたします。

研修プログラムを検証するために、さまざまな研修会を開催します。例えば、学校のコミュニティ・スクール導入のための学校の役割の基礎的な研修、それから運営に関するマネジメント力の観点に関する研修、それらの研修を行う予定であります。

- 7番（加藤信康君） 研修をしてこういう形、今回調査研究というのですか、実際にコミュニティ・スクールに参加する地元または市民の方々がどうあるべきか、そしてまたその人たちにコミュニティ・スクールとはどういうものですよというのをしっかりと理解してもらうという意味での研修プログラムをつくっていくということだろうというふうに思います。

実はこの予算の中でコミュニティ・スクールに期待する学校教職員の意識調査というのが記載されています。多分意識調査、先生からすると、これは調査を今からするのですから、先のことは予測はできないのですけれども、ちょっと僕はやっぱり先々あつては困るなというのは、学校の先生、教職員の方々とコミュニティ・スクールの役割を余りにも分断してしまうといけないのではないかな。先生が意識調査で、コミュニティ・スクールをやってください、やってくださいといって、そこにかかわらないようになるということは、これは決してよろしくないと思います。意識調査をしたら、やっぱり自分の仕事に固執してしまって、逆にコミュニティ・スクールの推進委員の人たち、または評議員の人たちと

のかかわりを、今まで以上に重なり合いをしっかりと持っていかなければならない。このことを忘れないように。意識調査するのは結構なのですけれども、意識調査をしてその結果、コミュニティ・スクールはここまで、先生たちはここまでという、やっぱりそういう分断をしないようにしておいていただきたいな。

それから、コミュニティ・スクールを推進する側のほうもそうです。やっぱり学校の運営の中に、それはいろんな人がおりますから、介入、「介入」という言い方は悪いですが、こうせよ、ああせよと言う人もひょっとしたら出てくる可能性だってありますから、そこをやっぱりうまく話し合いをする中で今まで以上に関係を強くして進めていっていただきたい。学校の先生もかなり仕事が忙しくて、先ほどもありました。なかなか時間外とかそういうコミュニティ・スクールのほうに気持ちが行かないことが予測されますから、そうは言っても決してそのかかわりがなくなるわけではありませんよということをしっかりと頭に入れた上でやっていただけたらなというふうに思います。

それでは、それでいいです。

あと、もう1つ。教育センターに要する経費も先ほどお話を伺いましたので、ほぼ結構です。

それで、今回は調査研究ということですから、同時に1年間の事業ですから、あわせてボランティアですわね、基本的に。教育制度はかなり今変化する中でボランティアでかなりきつい仕事を願うということ。そういう意味ではしっかり調査をしていただきたいと同時に、ではボランティアで今回1人1,000円とかいう話がありました、1回につきか1時間につきかわかりませんが。予算的にもそれではそれでいいのか、そういう調査も含めてやっておいていただきたい。将来これをしっかりとしたシステムに仕上げるに当たって、それはそれほど、最初はボランティアはボランティアでいいですが、いや、それではもうやらぬということのないように、しっかりとそこら辺も調査をしておいていただきたいなというふうに思います。

それで、教育委員会については、あと東山小中学校のほうに移ります。

東山小中学校の体育館の改修ということで、ほぼ私の聞きたい部分については先輩議員がお聞きをいたしましたので、聞くことはほとんどないのですけれども、先ほど荒金議員からありました。もっと早く、例えば専決処分でも工事にかかれなかったのか。やっぱり山間部の保護者の方々というのは、本当奥ゆかしくて余り文句を言いません。そういう意味ではお酒を飲むと、でも本音が出てきます。そういう中で、やっぱりそういう声があったのです。もう半年も放っておく、どうするのか。ですから、しっかりその途中経過もやっぱり報告する必要があるのかなと思いますが、それで、今回やっぱりこういうことは余り何遍も起こらないと思いますけれども、しっかりその流れを把握しておいていただきたいのです。教育総務課が、体育館が壊れたと報告があって、それからどうしようか。危険回避措置をして、それから調査をしてということですが、ほとんど建物に関することですから、建築住宅課、また建設部のほうにお願いをするわけです。実際に春の新年度予算の前の話ですから、予算的には新年度予算には間に合わない。同時にことしの予算を見ても、建設部も国の経済対策なり緊急経済対策なりでかなり仕事が集中して多い。私は、建設部の技術屋さんの数は足らないと本当に思っているのです。そういう中でこういう緊急事例が起きて、半年ずれてもこれは仕方がないなという部分もあるのです。しかし、現場の地元の方々は、半年あったらこのくらいできるだろう。そこをやっぱり埋め合わせるためには、しっかりやっぱり地元の人たちと話をしていかなければならないなというふうに思います。

学校の生徒も少ない中で体育館の利用価値というのは、本当ふえています。僕も最初に思いましたね、設計ミスではないかと思いました。しかし、1つ1つ聞いてみると、確か

に理由はあるのですが、やはり人的な理由、時間的にできるだけ少なくしていく。スピード感を持って対応するという意味では、建設部の陣容も少し僕は見直したほうがいいのかなというふうな気がいたします。または民間も含めてもう少し迅速に対応できなかったのかなということをちょっと注文をつけておきたいと思います。

また、今回がんばる地域交付金を使うということです。政策推進課はそういうことは無いと思いますけれども、基本的にはいろんな国からの交付金、補助金を使って事業をしていくのが一番コンパクトでお金のかからない事業運営なのですが、今回の件は、僕は単独事業でやってもおかしくはないのではないかなという気がしました。たまたまこのがんばる交付金が半年、新年度国もそういう予算措置をしたということであまりうまく利用したと思うのですけれども、ほかにも十分使えるお金ですから、やっぱりスピード感を持った取り組みが周りにわかるようにお願いをしたいというふうに思います。

教育委員会は、それで終わります。

次は、税法の改正です。法人税の地方法人税創設と法人税割の減税が、条例として上がってきていますが、これによって今回市民にどういった影響があるのかをお聞かせいただけますか。

○次長兼課税課長（三口龍義君） 答えいたします。

法人市民税につきましては、法人税割が 14.7%から 12.1%へ、2.6%引き下げとなります。同時に国税となる地方法人税が、法人税割の減少分と同率で創設され、地方交付税の原資とされる見込みです。しかし、交付額については、毎年の地方財政対策で決定されるので、どの程度影響があるのか、今のところはわかりません。

○7 番（加藤信康君） 地方法人税が創設をされる。その分法人税割を減税する。多分別府は地方都市ですから、この地方法人税、それほど大きな法人はないですから、ほぼ東京、大阪、名古屋の大都市の法人が、法人税が国、そうですね、地方法人税を国が吸い上げる。その吸い上げた分を、僕が聞いているのは、それをまた交付税として、先ほど法人税割の減税の部分に充てるだろうと。充てるという、充ててもらわないと困るのですけれども、今回約 8,000 万円と言ったですかね、減税された分をこれから交付税として措置をしているただかなければならないと思っております。市民、法人も含めて市民は、法人税割が減りますから、税金が減る分については「よしよし」なのですけれども、実際別府市にとっては、しっかりこの交付税措置もされないと、減った分は取り返せないということですから、先々のこともしっかり見据えて、やっぱり国に対する要請もはっきりやっていただきたいなというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

それから、軽自動車税が引き上げになっている分について、ちょっと内容を簡単に説明いただきたいのですけれども。

○次長兼課税課長（三口龍義君） 答えいたします。

軽自動車税につきましては、平成 27 年度から二輪車等の税率が引き上げになります。また、平成 28 年度からは平成 27 年度以降に新規取得された四輪車等の新車の税率が引き上げになります。さらに平成 28 年度から、四輪車等におきましてグリーン化を進める観点から、最初の新規検査から 13 年を経過したものについては重課が導入されます。

○7 番（加藤信康君） 今からの話ですけれども、しっかり市民にはわかりやすい説明をしていただきたいというふうに思います。要は、二輪はみんな上がりますよ、今持っている単車も上がりますよということですよね。そして軽四は新しく買う、来年から買う、来年度から買う、新しく買う車については上がりますよ。今まで買っている車については、基本的にはそのままですよ。しかし、13 年以上の古い車については、もっと上がりますよ、だから早く買いかえてください、そういう意向があるのかもしれないのですけれども、そういうふうにわかりやすい、そしていつから変わるのだということを広報していただきたい

いということをお願いして、終わります。

- 12番（猿渡久子君） 議第31号別府市税条例の一部を改正する条例についてから質問を
してまいります。

今、若干の説明がありましたけれども、軽自動車税の引き上げについて、それぞれの
くらい引き上げになるのか御説明ください。

- 次長兼課税課長（三口龍義君） お答えいたします。

先ほど答弁させていただきましたが、軽自動車税の内容につきましては、平成27年度
から二輪車等の税率を現行の約1.5%に引き上げる、また平成28年度から、平成27年度
以降に新規取得された四輪車等の新車の税率を、自家用自動車は1.5倍、その他は1.25
倍に引き上げるものでございます。さらに平成28年度から、四輪車等におきましてグリー
ン化を進める観点から、最初の新規検査から13年を経過したものについては重課が導入
されます。

- 12番（猿渡久子君） 今、課長、二輪車「1.5%引き上げ」と言ったのですけれども、「1.5%」
でいいのですかね。

- 次長兼課税課長（三口龍義君） 大変済みません。「1.5倍」です。

- 12番（猿渡久子君） 消費税は上がっているし、年金は下がっているし、いろんな負担は
ふえているし、そういう中で庶民の足である軽自動車税まで上げるといのは、非常に庶
民いじめだなというふうに思っています。しかも、古いタイプの車を辛抱して乗っている
人に対して増税をする、高い率で増税していくというふうなことはやっぱりおかしいな、
今庶民の暮らしがどれだけ厳しいかを国はわかっていないなというふうに思うのです。

これは国が決めたことで地方自治体としてはやらざるを得ないという中身と思うのです
けれども、この今言いました軽自動車税の引き上げに伴って税収はどのように変わってい
くのか、税収の見込みについて答弁してください。

- 次長兼課税課長（三口龍義君） お答えいたします。

概算になりますが、平成27年度におきましては、平成26年度と比較し約2,000万円増
の2億4,200万円、平成28年度は、平成27年度と比較し約700万円増の2億4,900万円
を見込んでおります。

- 12番（猿渡久子君） 2年間合わせて、平成27年度、平成28年度で合計2,700万円市民
の負担が上がるということです。

それと、もう1つ法人市民税、これも先ほど若干の答弁がありましたけれども、数字の
部分は答弁されていないかと思うのですが、その法人税の税割がどのように変わるのか御
答弁ください。

- 次長兼課税課長（三口龍義君） お答えいたします。

法人市民税につきまして、概算になりますが、平成27年度におきましては、平成26年
度と比較し約8,500万円減の7億2,000万円を見込んでおります。しかし、先ほど答弁さ
せていただきましたとおり、減少分は地方交付税の原資とされる見込みです。

- 12番（猿渡久子君） 先ほど加藤議員のときに、税率について答弁されましたかね。ちょっ
ともう一度税率がどのように変わるのかも御答弁ください。

- 次長兼課税課長（三口龍義君） 税率につきましては、法人税割が14.7%から12.1%へ、
2.6%の引き下げとなります。

- 12番（猿渡久子君） 法人税は下げる、庶民に対しては消費税を上げる、軽自動車税も上
げる、そういうことを国が決めてやっているわけです。先日、トヨタが5年間法人税ゼロ
だった、全く払っていなかったということの報道がありましたけれども、そういうように
大企業に非常に優遇な税制になっているということに憤りを覚えていますけれども、それ
にさらに拍車をかける、別府にはそれほど大きな企業はありませんけれども、やはり大

企業になればなるほど優遇税制になっているということはおかしいというふうに思っています。日本共産党は、増税するなら大企業、大金持ちに増税をというふうなことをずっと主張していますが、そういう格差を広げる中身が実際に今後さらに進んでいくということに対しては、非常に怒りを覚えるものです。

では次の質問ですけれども、マイナンバー制です。先ほどからるる質疑がありますけれども、社会保障・税番号制度導入に要する経費について。

これについては、いろいろと質疑・答弁がありましたので、重なる部分についてはもう結構ですが、国はなぜこのような制度を導入するのか。この制度自体の目的について御答弁ください。

○市民課長（安部恵喜君） お答えをいたします。

目的でございます。まず、より公平・公正な社会を実現する、それから社会保障がきめ細やか、かつ的確に行われる社会、それから行政に過誤や無駄のない社会、国民にとって利便性の高い社会、国民の権利を守り、国民が自己情報をコントロールできる社会、このような社会を実現することが、今度のこの制度の目的とされております。

○12番（猿渡久子君） 国はそうに言っているというのですけれども、本当にそこどころがどうなのかということがあると思うのです。日本共産党は、この法案に対して国会で反対をしています。その反対の理由としては、プライバシーの侵害になる、プライバシーの侵害を常態化するということと、初期投資だけでも3,000億円もかかる巨大プロジェクトにもかかわらず、具体的なメリットも費用対効果も示されていないではないかということが2つ目。そして3つ目に、税や社会保障分野での徴税強化になったり、社会保障の削減の手段にされるのではないかということで反対をしてきました。特に危惧するのは、個人情報管理の問題なのです。

これ、国会でこういうやりとりがあります。総務大臣が、ペナルティー、罰則があることが抑止力になるというふうに言っているのですけれども、参考人の弁護士が、罰則で規制することは不可能だ、不正利用は国内だけでなく、海外からも行われることもある、数千件、数万件事件が起こったときに1件逮捕できるかどうかのレベルだというようなことも指摘しているのです。

また、その制度設計にかかわった教授が国会でこういうふうに答弁しています。なりすましを完全に防ぐのは不可能だというふうに答弁をしています。そして、そういう不正があった場合に番号を変えることができるというのがあります。漏えいが起きた場合に、不正に使われる危険性がある場合に番号を変えることができますよというふうに言っていますけれども、しかし、日本共産党の議員に対してこの制度設計にかかわった教授が、自動的に全部変わるようにするかどうかも法案では規定していないと、欠陥を国会で認めています。いろんな機関にこの番号が使われるわけですね、さまざまな機関で。将来的には民間にも使われるようになっていく。そのときに、個々の番号を変えたからといっていろんな機関に散っている番号が、一気に全部変わるわけではない、もとの番号が残ってしまう。そうしたときに、その漏えいしたもとの番号から不正が行われるということはある得るということなのです。そこまで法律に規定されていないという問題があるのです。そういう危険性が指摘されている中でこの法律を通してしまって、地方はやらないといけなように地方においてきているということだと思うのです。

そういう中で……、あ、もう1つ指摘しているのは、どれぐらいのメリットがあるのか、どれぐらいの実際の効果があるのかというところで、日本共産党の赤嶺議員が言っているのですけれども、医療や介護の合算療養制度を例に挙げて、既に99.9%は市町村の中のデータのやりとりで完結している、残っているのはわずか0.01%。そのわずか0.01%のやりとりのために共通番号を導入する必要があるのかというふうに質問したけれども、大

臣は反論できなかったのです、国会で。そういう問題もあるのです。

ですから、先ほどちょっと住民基本台帳のところとの関係が、質疑がありましたけれども、実際に住民基本台帳を導入したときにもいろんなメリットというのが言われました。幾つも言われて、本人確認を必要とする行政手続のインターネット申請が可能になるだとか、年金などの現況届だとか、いろんな申請のときに住民票の添付が必要なくなるだとか、さまざまなメリットが強調されたのですけれども、実際の別府市としての利用状況はどうか、どういう点で実際に別府市民にメリットがあっているのか、ちょっと答弁いただけますか。（「議案質疑と違うよ」「導入の経緯は議論の対象にならない。導入はしているわけ、決まっているわけだから」と呼ぶ者あり）

（答弁する者なし）

○12番（猿渡久子君） 今回、市民課から出ていますけれども、今後いろんな課にまたがってこの予算が出てくるわけです、先ほどから議論があつていますように。ですから、これがどういうものなのかという問題点を私はしっかり指摘をしておく必要があると思いますので、こういう質疑をしているわけです。その点、議長の許可をいただけましたら、御答弁いただきたいと思います。

○議長（吉富英三郎君） 議案質疑には関係ありませんので、答弁はできないと思いますので、議案質疑のほうの質問をしてください。

○12番（猿渡久子君） はい。では、先ほど個人情報の漏えいの問題でも答弁がありましたので、もうその答弁、重ねて求めることはしませんけれども、やはりそういう対策をとっていても、なおかつやはり個人情報の漏えいの心配がある、今後さらにそういうインターネットを活用した個人情報の漏えいや悪用というのが心配されているということが言えると思います。共通番号制によってアメリカではなりすまし犯行が横行し、イギリスではこういう制度を廃止したということを専門家が指摘しています。ネット犯罪の危険が強いもとで、時代錯誤だということを専門家も指摘しているわけです。

それと、先ほどちょっと言いました住基カードです。住基カードの利用も非常に限られていて、ほとんどが身分証明としての活用になっているということが現状としてあると思うのです。別府市では6,600件余りの枚数の発行だというふうに聞いていますので、先ほどから言っていますような本当に具体的にメリットがいろんな部分で出てくるのかということについては、私は非常に疑問を感じています。

ですから、今後また、また先ほど政策推進課長が、スケジュール的には厳しいとか、省令も出ていない、情報が不足しているということを言いました。私は、いつも福祉のいろんな制度でもスタート時点は決まっているけれども、情報がなかなか出てこずに、市町村としては非常に動きづらくて、国の動向に振り回されるというふうなことがありますけれども、今回もそういうことを感じています。ですから、国に向けて早く情報を出してもらうようにぜひ求めていただきたいということを申し上げて、質疑を終わります。

○議長（吉富英三郎君） ほかに質疑もないようですので、以上で質疑を終結いたします。

上程中の全議案については、お手元に配付しております議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

以上で、本日の議事は終了いたしました。

次の本会議は、あす6月13日定刻から開会いたします。

本日は、これをもって散会いたします。

午前11時34分 散会